

# いじめ防止対策基本方針

甲斐市立玉幡中学校

## 1 いじめに関する基本理念

本校では、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることをねらいとしていじめ防止等の対策を行う。特に、いじめを行わないこと、いじめを認識しながら放置しないこと、いじめが許されない行為であることについて、すべての生徒が十分に理解できるようにする。さらに、市教育委員会をはじめ、家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することに努める。

全ての職員が「いじめは、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本理念にたち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

## 3 いじめに関する基本認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要であると考えます。

- (1) いじめは、人間として決して許されない行為である。
- (2) いじめは、どの生徒にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- (3) いじめは、大人が気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、様々な様態がある。
- (5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6) いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは、解消後も注視が必要である。
- (8) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- (9) いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

このいじめ問題に対するため、基本理念や体制が定められた。それが「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）である。

## 4 いじめ問題に取り組む体制の整備

### (1) 校内組織の設置

#### ① 生徒指導委員会

毎週1回管理職、生徒指導主事、学年生徒指導、養護教諭、特別支援コーディネータなどを中心に問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通理解するための話し合いを行う。

#### ② いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、養護教諭、当該学級

担任によるいじめ防止対策委員会を設置する。

(2) 家庭や地域、各関係機関と連携した組織（重大事案対応）

重大かつ緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により迅速に対応・支援体制をつくり対処する。また、状況によってはいじめ防止対策委員会を中心に、スクールカウンセラー、市教委職員、学校評議委員等を含む「特別生徒指導委員会」を開き、調査を含めた迅速な対応を行う。

5 いじめの未然防止のための取組

(1) 学校におけるいじめの未然防止（いじめを生まない土壌づくり）

すべての生徒が、安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で、授業や学校行事に主体的に参加・活用できる学校づくりを進めるため次の施策を行う。

（居場所づくり、絆づくり、自己有用感の涵養）

- ① いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、QUアンケートを活用して、きめ細やかに学級づくり、人間づくりを進める。
- ② QUアンケートを年2回行い、学級集団の変容や個々の変容を校内研究会等において全職員共通認識の下、授業やその他の活動において活用する。
- ③ 時間前行動、あいさつ、忘れものをなくす、よい姿勢で学習を受けるなど授業規律を確立する。
- ④ 分かる授業づくりを進め、すべての生徒が参加・意欲をもってできる授業の工夫改善に努め、研究授業を行う。
- ⑤ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交渉能力の素地を培い、自己有用感をもたせる場づくり等、すべての教育活動を通じた道徳教育及び生徒会活動・部活動・体験活動等（職業体験・地域清掃・保育実習）の充実を図る。
- ⑥ 生徒会活動、学級活動を基本に、いじめ防止に資する生徒のリーダー育成を行うとともに、自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ⑦ 部活動は、異年齢集団での活動であり、学級生活とともに学校生活の中で大きなウエートを占める。好ましい上下関係や礼儀等を学ばせるとともに、社会性を身につけさせる。
- ⑧ 保護者並びに地域住民、その他関係者との連携を図り、学年・学級通信や学年懇談会等を通じて、必要な啓発活動を進める。

(2) いじめの早期発見のための措置

いじめは、他者の気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が日々の小さな変化を敏感に察知し、教職員の間で情報を共有し、保護者等とも連携して情報を得るため以下の施策を行う。

- ① 早期発見するために、在籍する生徒に対する定期的ないじめアンケートを年3回（6月、12月、3月）実施し、必要な対応を行う。
- ② QUアンケートの非侵害認知群の生徒に対して、意識的な声かけや面談を実施する。
- ③ 生徒との個々の人間関係づくりや生徒の変化を見逃さないよう、生活記録ノート（スクールライフ）を活用する。
- ④ 生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
- ⑤ スクールカウンセラーとの連携を図り、相談生徒の心情理解等カウンセラーからの助言を受ける。
- ⑥ 些細な行動であっても、気になることがあるときは学級担任に知らせ、迅速に対応する。

(3) いじめの未然防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要であり、かつ教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど資質向上の機会が必要であり、校内研究などと絡めながら組織的な研修とするため次の施策を行う。

- ① いじめの防止等のための対策に関する研修を校内研究の年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ② QUアンケートを活用し、望ましい学級集団や個々の生徒への必要な支援を学ぶため、研修を行う。
- ③ スクールカウンセラー等の専門家を活用した研修を行う。
- ④ インターネット上でのいじめなどの事案を学ぶとともに、その危険性を知るための研修を行う。
- ⑤ 学校評価において、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や目標に対する具体的な取組状況や達成目標を評価し、学校は評価結果を踏まえて改善に取り組む。
- ⑥ 教職員評価においていじめ問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さない、迅速かつ適切な対応、組織的な取組が評価されるよう留意する。

#### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

ネット端末の普及に伴い、いじめ問題は学校外で頻発するようになってきた。また、生徒の友人関係も保護者すら把握できていないほど広範囲に広がっている。実態把握を進めながら、保護者等との連携を図るとともに、保護者への啓蒙を進めるために次の施策を行う。

- ① インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携するなどしてその状況を把握し、早期発見・早期対応に努める。
- ② 情報モラル教育を推進し、生徒の意識向上を図るとともに、保護者への啓蒙を進める。
- ③ 総合学習等の時間を使い、ネット使用の危険性やネット上でのマナー等を指導する。

## 6 いじめへの対処

### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。
- ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止対策委員会」に直ちに報告し、情報を共有する。その後は委員会組織が中心となり速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどしていじめの有無を確認を行う。事実確認の結果は、学校長が責任をもって市教育委員会に報告をし、生徒指導主事、もしくは学年主任は、被害・加害生徒の保護者に連絡を行う。
- ④ 学校や市教育委員会がいじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているのにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱うべきと認められる場合は、市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署と相談を行う。

### (2) いじめられた生徒、その保護者への支援

- ① いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、当該生徒に責任があるという考えをもたせず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え自尊心を高めるよう留意する。

また、生徒の個人情報の取り扱いなどプライバシーには十分配慮し、以後の指導にあたるようにする。

- ② 家庭訪問などにより、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安をなくすとともに事態の状況に応じて複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど生徒の安全を確保する。
- ③ 生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人たち）と連携し、生徒に寄り添える体制をつくる。生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員・警察経験者等の外部の専門家の協力を仰ぐ。
- ④ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りアンケート等により判明した情報を適切に利用する。

### (3) いじめた生徒への指導、その保護者への助言

- ① いじめた生徒から事実関係の聴取を行い事実があったことを確認した場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて、心理や福祉等の専門家、教員・警察経験者等の外部の専門家の協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、再発を防止する措置をとる。
- ② 事実関係を確認後、迅速に保護者に連絡をし、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行われるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた生徒には、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であること理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

### (5) ネット上のいじめへの対応

- ① 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除させる措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除できるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講ずる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ② パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

## 7 いじめ防止対策計画

いじめ防止対策の年間計画は、生徒指導及び防犯防災の年間計画と整合性をもたせて立案する。

## 8 その他の留意事項

- ① 学校便りやホームページを有効に活用し、日頃から情報の発信を心がける。
- ② 児童民生委員や地区の役員との連携を図り、生徒に関する情報を収集しやすい環境を整える。

## 9 いじめの解消

いじめの解消は、少なくとも3ヶ月をもって解消と見なす。